

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

省 令

○薬事法施行規則の一部を改正する省

令(厚生労働一三四)

○医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令(同二三五)

○医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令(同二三六)

○工業標準化法に基づく外国製造業者等に係る表示認定申請手数料の額の計算等に関する省令等の一部を改正する省令

(厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二)

(人事異動)

防衛厅

〔公 告〕

裁判所
除権判決、破産、免責、再生関係
諸事項特殊法人等
企業年金基金設立関係地方公共団体
公債償還(東京都区)関係会社その他
会社決算公告

省 令

○厚生労働省令第百三十四号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十
八条第三項の規定に基づき、薬事法施行規則(昭
和三十六年厚生省令第一号)の一部を改正する省
令を次のように定める。平成十六年九月二十二日
厚生労働大臣 坂口 力
薬事法施行規則の一部を改正する省令
第八条第三項の規定に基づき、薬事法施行規則(昭
和三十六年厚生省令第一号)の一部を改正する省
令を次のように改定する。
第九十八条の次に次の四条を加える。(処方せん医薬品又は高度管理医療機器の製
造販売後安全管理に係る業務を委託する方
法)第九十八条の二 製造販売業者が処方せん医薬
品又は高度管理医療機器の製造販売後安全管理
理に係る業務のうち第九十七条第一号から第
三号までに掲げる業務を委託する場合において
は、当該業務を受託する者(以下「受託者」)
といふ。は、次に掲げる要件を満たさなければ
ならない。一 委託する業務(以下「委託安全管理実施責任者」
といふ)を適正かつ円滑に遂行しうる能力
を有する者であること。二 委託安全管理業務を適正かつ円滑に遂行
しうる能力を有する当該業務の実施に係る
責任者(以下「受託安全管理実施責任者」
といふ)を置いていること。三 委託安全管理業務に係る次項の手順書そ
の他委託安全管理業務に必要な文書(以下
この条において「製造販売後安全管理業務
手順書等」という。)の写しを委託安全管理
業務を行う事務所に備え付けていること。
製造販売業者は、処方せん医薬品又は高度
管理医療機器の製造販売後安全管理に係る業
務のうち第九十七条第一号から第三号までに
掲げる業務を委託する場合には、次に
掲げる手順を記載した委託安全管理業務に係
る製造販売後安全管理手順書を作成しな
ければならない。一 安全管理情報の収集に関する手順
二 安全管理措置の検討及びその結果に基づ
く安全確保措置の立案に関する手順2
三 安全確保措置の実施に関する手順
四 受託安全管理実施責任者から安全管理責
任者への報告に関する手順
五 市販直後調査に関する手順
六 委託の手順
七 委託安全管理業務に係る記録の保存に関
する手順
八 品質保証責任者その他の処方せん医薬品
又は高度管理医療機器の製造販売に係る業
務の責任者との相互の連携に関する手順
九 その他委託安全管理業務を適正かつ円滑
に行うために必要な手順
一 委託安全管理業務の範囲
二 受託安全管理実施責任者の設置及び当該
者の実施する委託安全管理業務の範囲に関
する事項
三 委託安全管理業務に係る前項各号(第六
号を除く。)に掲げる手順に関する事項
四 委託安全管理業務の実施の指示に関する
契約を締結し、その契約書を保存しなければ
ならない。
一 委託安全管理業務の範囲
二 受託安全管理実施責任者の設置及び当該
者の実施する委託安全管理業務の範囲に関
する事項
三 委託安全管理業務に係る前項各号(第六
号を除く。)に掲げる手順に関する事項
四 委託安全管理業務の実施の指示に関する
事項
五 次項第三号の報告及び同項第四号の確認
に関する事項
六 第七項の指示及び第八項の確認に関する
事項
七 第九項の情報提供に関する事項
八 その他必要な事項
4
一 委託安全管理業務に係る次項の手順書そ
の他委託安全管理業務に必要な文書(以下
この条において「製造販売後安全管理業務
手順書等」という。)の写しを委託安全管理
業務を行う事務所に備え付けていること。
製造販売業者は、処方せん医薬品又は高度
管理医療機器の製造販売後安全管理に係る業
務のうち第九十七条第一号から第三号までに
掲げる業務を委託する場合には、次に
掲げる手順を記載した委託安全管理業務に係
る製造販売後安全管理手順書等及び前項の契約
書に基づき、次に掲げる業務を安全管理責任
者に行わせなければならない。
一 委託安全管理業務を統括すること。
二 受託安全管理実施責任者に委託安全管理
業務の実施につき文書により指示するとと
もに、その写しを保存すること。(第九十七
条第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。)

第二章 第一種製造販売業者の製造販売後
安全管理の基準

(総括製造販売責任者の業務)

第三条 第一種製造販売業者は、次の各号に掲げる業務を法第十七条第二項に規定する総括製造販売責任者（以下「総括製造販売責任者」といふ。）に行わせなければならない。

一、次条第二項に規定する安全管理責任者を監督すること。

二、前号の安全管理責任者の意見を尊重すること。

三、第一号の安全管理責任者と品質保証責任者（医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十六号）第四条第三項、第十七条又は第二十五条において準用する第四条第三項に規定する品質保証責任者）を行う。以下同じ。）その他の处方せん医薬品又は高度管理医療機器の製造販売に係る業務の責任者との密接な連携を図らすこと。

四、第一種製造販売業者は、次に掲げる要件を満たす安全確保業務の統括に係る部門（以下この章において「安全管理統括部門」という。）を置かなければならぬ。

一、総括製造販売責任者の監督下にあること。

二、安全確保業務（第四項の規定により安全管理責任者以外の者に行わせる業務を除く。）を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有すること。

三、医薬品等の販売に係る部門その他安全確保業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある部門から独立していること。

四、第一種製造販売業者は、次に掲げる要件を満たす安全確保業務の責任者（以下この章において「安全管理責任者」という。）を置かなければならぬ。

一、安全管理統括部門の責任者であること。

二、安全確保業務その他のこれに類する業務に三年以上従事した者であること。

三、安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。

四、医薬品等の販売に係る部門に属する者でないことその他安全確保業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない者であること。

3 第一種製造販売業者は、次項に規定する場合を除き、安全管理責任者に安全確保業務を行わせなければならない。

4 第一種製造販売業者は、安全確保業務であつて規則第九十七条各号に掲げるものの全部又は一部を安全管理責任者以外の者に行わせる場合にあつては、当該業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者（以下「安全管理実施責任者」という。）を置かなければならぬ。

5 第一種製造販売業者は、総括製造販売責任者又は安全管理責任者が第三項の文書を作成し、又は改訂したときは、当該文書にその日付を記録させ、これを保存させなければならない。

6 第一種製造販売業者は、総括製造販売責任者がその業務を行う事務所に第一項の手順書、第二項及び第三項の文書並びにその取り扱う処方せん医薬品又は高度管理医療機器の安全性に関する文書その他安全確保業務に必要な文書（以下この章において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。）を備え付けるとともに、安全管理業務を行うその他の事務所に製造販売後安全管理業務手順書等のうち、その事務所が担当する物に係るものに写しを備え付けなければならない。

7 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理手順書等に基づき、次に掲げる業務を安全管理責任者に行わせなければならない。

一、安全管理業務を統括すること。

二、安全確保措置の適正かつ円滑に行われているか確認し、その記録を作成し、保存すること。

三、安全確保措置の実施に関する手順（安全管理責任者から総括製造販売責任者へ）

（安全管理責任者の業務）

第六条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる業務を安全管理責任者に行わせなければならない。

一、安全管理業務を統括すること。

二、安全確保措置の立案に関する手順

（安全管理責任者の業務）

第七条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる安全管理業務手順書等に記載する手順（安全管理責任者又は安全管理実施責任者による医療機器情報担当者への情報の提供又は法に基づく厚生労働大臣への報告その他の安全管理措置を立案すること）。

八、製造販売後安全管理に関する業務に從事する者に対する教育訓練に関する手順

（安全管理情報の収集）

第九条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる安全管理業務手順書等に記載する手順（安全管理責任者との相互の連携に関する手順）

（安全管理情報の収集）

第十条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に記載する手順（安全管理責任者との相互の連携に関する手順）

（安全管理情報の収集）

第十一条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に記載する手順（安全管理責任者による医療機器の製造販売に係る業務の記録の保存に関する手順）

（安全管理情報の収集）

第十二条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に記載する手順（安全管理責任者による医療機器の製造販売に係る業務の記録の保存に関する手順）

（安全管理情報の収集）

第十三条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に記載する手順（安全管理責任者による医療機器の製造販売に係る業務の記録の保存に関する手順）

（安全管理情報の収集）

（安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案）

第八条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる業務を安全管理責任者に行わせなければならない。

一、前号の安全管理情報について、品質保証責任者が把握する必要があると認められるものである場合にあつては、当該安全管理情報を品質保証責任者に遅滞なく検討し、その結果を記録すること。

二、前号の安全管理情報について、品質保証責任者が把握する必要があると認められるものである場合にあつては、当該安全管理情報を記録すること。

三、第一号の検討の結果、必要があると認めるときは、廃棄、回収、販売の停止、添付文書の改訂、医療情報担当者又は医療機器情報担当者による医療関係者への情報の提供又は法に基づく厚生労働大臣への報告その他の安全管理措置を立案すること。

四、前号の規定により立案した安全確保措置の立案（以下この章において「安全確保措置案」という。）について、総括製造販売責任者に文書により報告し、その写しを保存すること。

五、第一号の検討に必要な解析を行わせる場合にあつては、次に掲げる業務を安全管理責任者に行わせなければならない。

一、安全管理実施責任者にその実施につき文書により指示し、その写しを保存すること。

二、安全管理実施責任者にその記録を作成させ、文書により安全管理責任者へ報告させる

（安全確保措置の実施）

第九条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる業務を総括製造販売責任者に行わせなければならない。

一、安全確保措置案を適正に評価し、安全管理措置を決定するとともに、それらの記録を作成し、保存すること。

二、安全確保措置を安全管理責任者に行わせる場合にあつては、その実施につき文書により指示するとともに、その写しを安全管理

（安全確保措置を安全管理責任者に行わせる場合にあつては、その実施につき文書により指示するとともに、その写しを安全管理

項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と「安全管理責任者以外の施責任者」とあるのは「安全管理責任者以外の施責任者」と、同条第二項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第三項中「製造販売後安全管理業務手順書等」とあるのは「文書」と読み替えるものとする。

第五章 雜則

(安全確保業務に係る記録の保存)

第十六条 この省令の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間は、当該記録を利用しなくなつた日から五年間とする。ただし、次に掲げる記録の保存期間はそれぞれ当該各号に定める期間とする。

一 生物由来製品(次号及び第三号に掲げるものを除く)に係る記録 利用しなくなつた日から十年間

二 特定生物由来製品に係る記録 利用しなくなつた日から三十年間

三 特定保守管理医療機器及び規則第九十三条第一項に規定する設置管理医療機器(前号に掲げるものを除く)に係る記録 利用しなくなつた日から十五年間

四 第十一条(第十四条において準用する場合を含む)に規定する自己点検及び第十二条(第十四条において準用する場合を含む)に規定する教育訓練に係る記録 作成した日から五年間

製造販売業者は、この省令の規定にかかるわざず、第五条(第十四条において準用する場合を含む)に規定する製造販売後安全管理業務手順書等(以下この章において「製造販売後安全管理業務手順書等」という)に基づき、この省令の規定により記録を保存しなければならないとされている者に代えて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十六号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十一条の二第一号の規定に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令を次のように定める。

平成十六年九月二十二日

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令

5 この省令で「細胞組織医療機器」とは、人又は動物の細胞又は組織から構成された医療機器をいう。

第二章 医薬品の品質管理の基準

(総括製造販売責任者の業務)

第三条 医薬品の製造販売業者は、次の各号に掲げる業務を法第十七条第二項に規定する総括製造販売責任者(以下「総括製造販売責任者」という)に行わせなければならない。

一 次条第三項に規定する品質保証責任者を監督すること。

二 品質保証部門の責任者であること。

三 品質管理業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。

四 医薬品等の販売に係る部門に属する者でないとその他の品質管理業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない者であること。

五 この省令で「品質管理業務」とは、医薬品(原薬たる医薬品を除く。以下同じ。)、医薬部外品、化粧品又は医療機器(以下「医薬品等」という)の製造販売をするに当たり必要な製品(製造の中間工程で造られたものであつて、以後の製造工程を経ることによって製品となるもの)を含む。以下同じ。)の品質を確保するために規制する教育訓練に係る記録 作成した日から五年間

製造販売業者は、この省令の規定にかかるわざず、第五条(第十四条において準用する場合を含む)に規定する製造販売後安全管理業務手順書等(以下この章において「製造販売後安全管理業務手順書等」という)に基づき、この省令の規定により記録を保存しなければならないとされている者に代えて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十六号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十一条の二第一号の規定に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令を次のように定める。

平成十六年九月二十二日

3 医薬品の製造販売業者は、次に掲げる要件を満たす品質管理業務の責任者(以下この章において「品質保証責任者」という。)を置かなければならない。

一 品質保証部門の責任者であること。

二 品質管理業務その他これに類する業務に三年以上従事した者であること。

三 品質管理業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。

四 医薬品の販売に係る部門に属する者でないとその他の品質管理業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない者であること。

二 第一条 この省令は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十二条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。

三 第二章 医薬品の品質管理の基準(第二十一条)

第四章 医療機器の品質管理の基準(第二十一

第五章 雜則

第一条 この省令は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十二条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。

二 第二章 医薬品の品質管理の基準(第二十一条)

第三章 医薬部外品及び化粧品の品質管理の基準(第十七条第一項)

第四章 医療機器の品質管理の基準(第二十一

第五章 雜則

第一条 この省令は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十二条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。

二 第二章 医薬品の品質管理の基準(第二十一条)

第三章 医薬部外品及び化粧品の品質管理の基準(第十七条第一項)

第四章 医療機器の品質管理の基準(第二十一

第五章 雜則

第一条 この省令は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十二条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。

二 第二章 医薬品の品質管理の基準(第二十一条)

第三章 医薬部外品及び化粧品の品質管理の基準(第十七条第一項)

第四章 医療機器の品質管理の基準(第二十一

第五章 雜則

第一条 この省令は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十二条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。

二 第二章 医薬品の品質管理の基準(第二十一条)

第三章 医薬部外品及び化粧品の品質管理の基準(第十七条第一項)

第四章 医療機器の品質管理の基準(第二十一

第五章 雜則

第一条 この省令は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十二条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。

二 第二章 医薬品の品質管理の基準(第二十一条)

第三章 医薬部外品及び化粧品の品質管理の基準(第十七条第一項)

第四章 医療機器の品質管理の基準(第二十一

第五章 雜則

第一条 この省令は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十二条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。

二 第二章 医薬品の品質管理の基準(第二十一条)

第三章 医薬部外品及び化粧品の品質管理の基準(第十七条第一項)

第四章 医療機器の品質管理の基準(第二十一

第五章 雜則

第一条 この省令は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十二条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。

二 第二章 医薬品の品質管理の基準(第二十一条)

第三章 医薬部外品及び化粧品の品質管理の基準(第十七条第一項)

第四章 医療機器の品質管理の基準(第二十一

第五章 雜則

二 特定生物由来製品に係る記録 利用しなくなつた日から三十年間

三 特定保守管理医療機器及び規則第九十三条第一項に規定する設置管理医療機器(前号に掲げるものを除く)に係る記録 利用しなくなつた日から十五年間

四 第十一条(第十四条において準用する場合を含む)に規定する自己点検及び第十二条(第十四条において準用する場合を含む)に規定する教育訓練に係る記録 作成した日から五年間

製造販売業者は、この省令の規定にかかるわざず、第五条(第十四条において準用する場合を含む)に規定する製造販売後安全管理業務手順書等(以下この章において「製造販売後安全管理業務手順書等」という)に基づき、この省令の規定により記録を保存しなければならないとされている者に代えて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

この省令で「ロット」とは、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するようにされた製品の一群をいう。

二 この省令で「細胞組織医薬品」とは、人又は動物の細胞又は組織から構成された医薬品(人の血液及び人の血液から製造される成分から構成される医薬品を除く)をいう。

三 医薬品等の販売に係る部門その他の品質管理業務の適正かつ円滑な遂行に影響を及ぼす部門から独立していること。

四 この省令で「品質管理業務」とは、医薬品(原薬たる医薬品を除く。以下同じ。)、医薬部外品、化粧品又は医療機器(以下「医薬品等」という)の製造販売をするに当たり必要な製品(製造の中間工程で造られたものであつて、以後の製造工程を経ることによって製品となるもの)を含む。以下同じ。)の品質を確保するために規制する教育訓練に係る記録 作成した日から五年間

製造販売業者は、この省令の規定にかかるわざず、第五条(第十四条において準用する場合を含む)に規定する製造販売後安全管理業務手順書等(以下この章において「製造販売後安全管理業務手順書等」という)に基づき、この省令の規定により記録を保存しなければならないとされている者に代えて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

この省令で「ロット」とは、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するようにされた製品の一群をいう。

二 この省令で「細胞組織医薬品」とは、人又は動物の細胞又は組織から構成された医薬品(人の血液及び人の血液から製造される成分から構成される医薬品を除く)をいう。

三 医薬品等の販売に係る部門その他の品質管理業務の適正かつ円滑な遂行に影響を及ぼす部門から独立していること。

四 この省令で「品質管理業務」とは、医薬品(原薬たる医薬品を除く。以下同じ。)、医薬部外品、化粧品又は医療機器(以下「医薬品等」という)の製造販売をするに当たり必要な製品(製造の中間工程で造られたものであつて、以後の製造工程を経ることによって製品となるもの)を含む。以下同じ。)の品質を確保するために規制する教育訓練に係る記録 作成した日から五年間

製造販売業者は、この省令の規定にかかるわざず、第五条(第十四条において準用する場合を含む)に規定する製造販売後安全管理業務手順書等(以下この章において「製造販売後安全管理業務手順書等」という)に基づき、この省令の規定により記録を保存しなければならないとされている者に代えて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

2

医薬品の製造販売業者は、総括製造販売責任者がその業務を行う事務所に前条に規定する品質標準書及び前項に規定する品質管理業務手順書(以下この章において「品質管理業務手順書等」という。)を備え付けるとともに、品質管理業務を行うその他の事務所にその写しを備え付けなければならない。

(製造業者等との取決め)

第七条 医薬品の製造販売業者は、製造業者等における製造管理及び品質管理の適正かつ円滑な実施を確保するため、製品の製造業者等と次に掲げる事項を取り決め、これを品質管理業務手順書等に記載しなければならない。

一 当該製造業者等における製造及びその他の製造に関係する業務(以下この条において「製造業務」という。)の範囲並びに当該製造業務に係る品質管理及び品質管理並びに出荷に関する手順

二 製造方法、試験検査方法等に関する技術的条件

三 当該製造業務が適正かつ円滑な製造管理及び品質管理の下で行われることについての変更の製造販売業者による定期的な確認

四 当該製品の運搬及び受渡し時における品質管理の方法

五 製造方法、試験検査方法等についての変更が当該製品の品質に影響を及ぼすと思われる場合の製造販売業者に対する事前連絡の方

六 当該製品について得た情報のうち次に掲げたものについての製造販売業者に対する速やかな連絡の方法及び責任者

イ 当該製品に係る製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために講ぜられた措置に関する情報

ロ その他当該製品の品質等に関する情報

(品質保証責任者の業務)

第八条 医薬品の製造販売業者は、品質管理業務手順書等に基づき、次に掲げる業務を品質保証責任者に行わせなければならない。

一 品質管理業務を統括すること。

二 品質管理業務が適正かつ円滑に行われていることを確認すること。

三 第九条第五項第三号ハ、第十条第二項第三号、第十一條第一項第四号並びに第二項第一号及び第五号、第十二条第二号並びに第十三条第二項の規定により総括製造販売責任者へ報告するもののほか、品質管理業務の遂行のために必要があると認めるときは、総括製造販売責任者に文書により報告すること。

(市場への出荷の管理)

第九条 医薬品の製造販売業者は、品質管理業務手順書等に基づき、製造管理及び品質管理の結果が適正に評価され、市場への出荷の可否の決定が適正かつ円滑に行われていることを確保するとともに、適正に当該決定が行われるまで医薬品を市場へ出荷してはならない。

二 品質保証部門のあらかじめ指定した者に、前号ニに規定する確認及びその結果に関する記録の作成を行わせること。

三 製造業者が行う市場への出荷に係る業務に関し、改善が必要な場合には、品質保証責任者に、次に掲げる業務を行わせること。

イ 当該製造業者に対して所要の措置を講じるよう文書により指示すること。

ロ 当該製造業者に対して当該措置の実施結果の報告を求め、その報告を適正に評価し、必要に応じてその製造所を実地に確認し、その結果に関する記録を作成させなければならない。

四 品質保証責任者部門のあらかじめ指定した者又は当該製品の製造業者に、製造管理及び品質管理の結果を適正に評価させ、市場への出荷の可否の決定をロットごとに(ロットを構成しない医薬品については製造番号ごと。以下同じ)に行わせるとともに、その結果及び出荷先等市場への出荷に関する記録を作成させなければならない。

五 医薬品の製造販売業者は、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証部門のあらかじめ指定した者又は当該製品の製造業者に、製造管理及び品質管理の結果を適正に評価させ、市場への出荷の可否の決定をロットごとに(ロットを構成しない医薬品については製造番号ごと。以下同じ)に行わせるとともに、その結果及び出荷先等市場への出荷に関する記録を作成させなければならない。

六 前項に定める市場への出荷の可否の決定等の業務を行う者は、当該業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者でなければならぬ。

七 前項に定める市場への出荷の可否の決定等の業務を行う場合は、当該業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者でなければならぬ。

八 口の評価及び確認の結果を総括製造販売責任者に対する文書により報告すること。

九 口の評価及び確認の結果を総括製造販売責任者に対する文書により報告すること。

十 口の評価及び確認の結果を総括製造販売責任者に対する文書により報告させること。

十一 口の評価及び確認の結果を総括製造販売責任者に対する文書により報告させること。

十二 口の評価及び確認の結果を総括製造販売責任者に対する文書により報告させること。

十三 口の評価及び確認の結果を総括製造販売責任者に対する文書により報告させること。

十四 口の評価及び確認の結果を総括製造販売責任者に対する文書により報告させること。

ハ イに規定する手順からの逸脱等があつた場合には、製造業者は速やかに品質保証責任者に對して文書により報告し、品質保証責任者に對して文書により指示すること。

二 医薬品の製造販売業者は、製造業者等の製造管理及び品質管理に關し、改善が必要な場合に、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

三 前号の評価及び確認の結果を総括製造販売責任者に對して文書により報告すること。

四 医薬品の製造販売業者は、品質に影響を与えるおそれのある製造方法、試験検査方法等の変更について製造業者等から連絡を受けたときは、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証部門のあらかじめ指定した者に次に掲げる業務を行わせなければならない。

五 製造業者等からの連絡の内容を評価し、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えないことを確認し、必要に応じてその製造所等における製造管理及び品質管理が適正かつ円滑に実施されていることを実地に確認し、その結果に関する記録を作成すること。

六 品質保証責任者以外の者が前号に規定する評価及び確認を行う場合には、その結果を品質保証責任者に對して文書により報告すること。

七 医薬品の製造販売業者は、品質管理業務手順書等に基づき、市場への出荷の可否の決定を行なう者に対し、適正かつ円滑に市場への出荷の可否の決定を行なうために必要な当該医薬品に係る品質、有効性及び安全性に関する情報を適正に提供しなければならない。

八 医薬品の製造販売業者は、品質管理業務手順書等に基づき、市場への出荷の可否の決定を行なう者に対し、適正かつ円滑に市場への出荷の可否の決定を行なうために必要な当該医薬品に係る品質、有効性及び安全性に関する情報を適正に提供しなければならない。

九 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

十 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

十一 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

十二 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

十三 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

十四 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

十五 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

十六 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

十七 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

十八 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

十九 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

二十 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

二十一 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

二十二 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

二十三 医薬品の製造販売業者は、前項第一号に規定する評価の結果、当該変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれがある場合には、品質管理業務手順書等に基づき、品質保証責任者に對して文書により報告すること。

医薬部外品等の製造販売業者は、品質管理業務手順書に基づき、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 市場への出荷に関する記録を作成すること。

二 製造販売しようとする医薬部外品等が製造業者等において適正かつ円滑に製造されたものであることを確認し、その記録を作成すること。

三 製品に係る品質等に関する情報を得たときは、当該情報に係る事項による人の健康に与える影響に関する評価、原因の究明を行い、改善が必要な場合は所要の措置を講じ、その記録を作成すること。

四 第三号の情報のうち安全確保措置に関する情報を製造販売後安全管理基準第十四条において規定する第十三条第二項に規定する安全管理責任者(以下この章において「安全管理責任者」という。)に遅滞なく文書で提供すること。

五 製造販売する医薬部外品等の品質不良又はそのおそれが判明した場合には、回収等所要の措置を速やかに実施し、その記録を作成すること。

六 その他必要な品質管理業務に関する業務

医薬部外品等の製造販売業者は、総括製造販売責任者がその業務を行う事務所に品質管理業務手順書を備え付けるとともに、品質管理業務を行うその他の事務所にその写しを備え付けなければならない。

(準用)

第十九条 医薬部外品等の品質管理の基準については、第三条第四条第一項第八条並びに第十六条の規定を準用する。この場合において、第三条第一号中「次条第三項に規定する品質保証責任者」とあるのは、「品質保証責任者」と、同条第二号中「第十一号第二項第二号に規定するほか、前号の品質保証責任者」とあるのは、「品質保証責任者」と、同条第二項に規定する品質保証部門とあるのは、「品質保証責任者」と、「部門又は責任者」とあるのは、「業務の責任者」と、同条第三号中「第十一号の品質保証責任者」とあるのは、「品質保証責任者」と、「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理に関する省令二号の品質保証部門」とあるのは、「品質保証責任者」と、「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令」を文書により指示させなければならない。

令(平成十六年厚生労働省令第百三十五号。以下「製造販売後安全管理基準」という。)第四条第一項に規定する安全管理統括部門(法第四十九条第一項に規定する医薬品以外の医薬品における「安全管理責任者」と「関係する部門」とあるのは、「関係する業務の責任者」と、第八条中「品質管理業務手順書等」とあるのは「品質管理業務手順書」と、「第九条第五項第三号ハ、第十条第二項第三号、第十一号第一項第四号並びに第二項第一号及び第五号、第十二条第二号並びに第十三号第二項の規定により総括製造販売責任者へ報告するものほか、品質管理業務」とあるのは「品質管理業務」と、「販売業者、薬局開設者、病院及び診療所の開設者その他」とあるのは、「その他」と、第十六条中「品質管理業務手順書等」とあるのは「品質管理業務手順書」と、同条第三号中「次に掲げる期間」とあるのは「五年間」と読み替えるものとする。(厚生労働大臣が指定する医薬部外品の品質管理制度の特例)

第二十条 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十号)第二十条第二項の規定により製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を製造販売しようとする場合には、前三条の規定にかかわらず、前章の規定を準用する。

第四章 医療機器の品質管理の基準

(修理に係る通知の処理)

第二十一条 医療機器の製造販売業者は、薬事法施行規則第百九十五条第六項(第百九十二条において準用する場合を含む。)の通知があつた場合は、第二十五条において準用する第五条に規定する品質標準化法に基づく表示認定申請手数料の額を定める政令等の一部を改正する政令(平成十六年政令第百七十二号)の施行に伴い、並びに工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第五十七条第一項(同法第五十九条第二項において準用する場合を含む。)、第五十八条第一項(第六十五条第二項において準用する場合を含む。)及び第六十五条第一項の規定、並びに工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令(昭和二十四年政令第四百八号)第二条(同令第七条第三項において準用する場合を含む。)、第六条第三項及び第七条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、工業標準化法に基づく外国製造業者等に係る表示認定申請手数料の額の計算等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

○ 厚生労働省、農林水産省、令第一号
○ 経済産業省、国土交通省、令第一号

工業標準化法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十五号)の一部の施行及び工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令等の一部を改正する政令(平成十六年政令第百七十二号)の施行に伴い、並びに工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第五十七条第一項(同法第五十九条第二項において準用する場合を含む。)、第五十八条第一項(第六十五条第二項において準用する場合を含む。)及び第六十五条第一項の規定、並びに工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令(昭和二十四年政令第四百八号)第二条(同令第七条第三項において準用する場合を含む。)、第六条第三項及び第七条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、工業標準化法に基づく外国製造業者等に係る表示認定申請手数料の額の計算等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年九月二十二日

厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 龟井 善之
経済産業大臣 中川 昭一
国土交通大臣 石原 伸晃

工業標準化法に基づく外国製造業者等に係る表示認定申請手数料の額の計算等に関する省令等の一部を改正する省令

(工業標準化法に基づく外国製造業者等に係る表示認定申請手数料の額の計算等に関する省令の一
部改正)

第一条 工業標準化法に基づく外国製造業者等に係る表示認定申請手数料の額の計算等に関する省令の一部を改正する省令

(昭和五十五年通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。